



その他の情報

新入学の手続き

学校教育課 ☎ 66・1165

来年4月、小学校への入学対象者は、平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれのお子さんです。

◆住民登録・住所変更届

対象者には、就学手続きのための通知書などを配付します。ただし、住民登録や住所変更の届け出がないと通知書を配付できません。市民課で住民登録などの手続きをお願いします。

◆就学通知書(就学届)

1月中旬までに配付します。必要事項を記入の上、指定された学校に提出してください。

【注意事項】

就学通知書が1月下旬になっても届かない方、または転入・転出などで就学先の小学校が変更になる予定の方は、学校教育課に連絡してください。

子ども手当を振り込みます

児童課 ☎ 66・1108

子ども手当の10月期支払分(6月～9月分)を10月7日(金)以降に受給者指定の金融機関に振り込みます。確認してお受け取りください。

なお、支給額は子ども1人につき月額1万3千円です。

国民健康保険税の納付は口座振替が便利です

保険年金課 ☎ 66・1172

口座振替とは、税金を預貯金口座から自動的に振り替えて納税する方法です。口座振替にすると、納期ごとに金融機関へお出かけになる手数料がからず大変便利です。

また、現在年金から国民健康保険税を納付されている方も、あらかじめ金融機関で口座振替の手続きを行い、保険年金課へ申し出ることによって、口座振替に変更できます。届け出の時期により、口座振替に切り替わる月が変わります。詳しくは、保険年金課へお問い合わせください。

蒲郡市国民健康保険に加入の方へ

健康チェックしていますか?

～特定健診・特定保健指導で健康づくり～



健康チェックへの第一歩 特定健診はお済みですか?

- 対象 40歳以上の蒲郡市国民健康保険加入者
- 費用 無料

対象者の方には**特定健診の受診券**を発送しました。受診券の有効期限をお確かめの上、お早めに受診してください。
なお、受診券の有効期限が切れても受診できるよう、まだ健診を受けられていない方には期限延長のハガキをお送りしています。**受診券と期限延長ハガキ**をお持ちいただければ受診できます。
毎年受診して健康づくりの第一歩にしましょう。



生活習慣を見直し、すっきりスリムに! 特定保健指導を受けましょう!

- 対象 特定健診の結果、生活習慣病になる危険性が高いと診断された方
- 費用 無料

特定健診の結果、**生活習慣病になる危険性が高いと診断された方**には特定保健指導のご案内を送付しています。
特定保健指導とは、医師・保健師などの専門家から生活習慣病の予防、生活習慣の改善のためのアドバイスを受けられる支援のことです。実行しやすい目標をたて、専門家のサポートのもとで生活習慣を見直し、目標の達成を目指します。
病気にかかる前に、または症状が悪化する前に、まずは自分でできることから始めてみませんか? 特定保健指導を生活習慣改善のきっかけづくりとしてぜひご利用ください。

※特定健診・特定保健指導について、詳しくは保険年金課へお問い合わせください。

保険年金課 ☎ 66・1103